

2018年9月25日

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社

ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約 およびクレジットカード払い利用加盟店規約の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では法律の名称変更や、決済機関との契約見直し等が発生したことをうけ、関連する規約の見直しを行いました。

詳細については下記をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となる加盟店様

「ネット総合決済 クロネコ web コレクト」をご利用中の加盟店様

2. 関連する規約の変更点

(1) ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約

【別紙1】をご参照ください。

(2) クレジットカード払い利用加盟店規約

【別紙2】をご参照ください。

※ 全サービスの規約は、下記 URL からご確認いただけます。

<https://www.yamatofinancial.jp/terms/index.html>

3. スケジュール

改定日：2018年9月26日

4. お問い合わせ先

ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（営業時間：9：00-18：00）

E-mail：payment@kuronekovamato.co.jp

以上

【別紙1】 ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約 変更内容

変更①：第5条（売上債権の譲渡）

〔現行〕

(9)健康食品、医薬部外品、健康器具、化粧品等薬事法に抵触する可能性のある商品を取り扱う場合は、事前にその法令に抵触していないことが確認されていること。

〔変更後〕

(9)健康食品、医薬部外品、健康器具、医薬品医療機器等法に抵触する可能性のある商品を取り扱う場合は、事前にその法令に抵触していないことが確認されていること。

変更②：第13条（禁止事項）

〔現行〕

(1)特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、薬事法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。

〔変更後〕

(1)特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、医薬品医療機器等法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。

変更③：第20条

〔現行〕

第20条（契約違反による解除・調査のための一時利用中止）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。

中略

(14)クレジットカード払いにおいてカード会社の信用販売制度を悪用、カード会員利用規約に反する利用をしていることが判明したとき。

中略

3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、サービスの利用を一時中止することができるものとします。

〔変更後〕

第20条（契約の解除・一時利用中止）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。

中略

(14)クレジットカード払いにおいてカード会社の信用販売制度を悪用、カード会社規約に反する利用をしていることが判明したとき。

中略

3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、サービスの利用を一時中止することができるものとします。

4 当社は、本サービス利用が2年以上無い場合には解除できるものとします。

※下線は変更部分

【別紙2】クレジットカード払い利用加盟店規約 変更内容

変更①：第5条（通信販売の手順）

〔現行〕

4 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2第4項に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。

〔変更後〕

4 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。

変更②：第8条（売上債権の譲渡）

〔現行〕

加盟店は、顧客との間に正当に成立した信用販売取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、且つ、目的の商品を顧客の指定場所に向けて発送したものについて、カード会社に譲渡するものとし、カード会社はこれを券面額で譲り受けるものとします。当社はこの売上債権の譲渡手続きを加盟店に代理して行うものとします。加盟店はこの債権を第三者に譲渡してはならないものとします。

2 当社は、加盟店が商品の発送を行い、正式売上依頼を行った売上債権を加盟店に代理して集計して、その売上債権データを毎月15日までに、カード会社所定の方法によりカード会社に対し提出します。尚、集計からカード会社に対して提出するまでの期間は、当該売上債権データの変更はできないものとします。

3 前項の売上債権譲渡は、当該売上債権データがカード会社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって債権譲渡の効力が発生するものとします。

〔変更後〕

加盟店は、顧客との間に正当に成立した信用販売取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、且つ、目的の商品を顧客の指定場所に向けて発送したものについて、カード会社に譲渡するものとし、カード会社はこれを券面額で譲り受けるものとします。当社はこの売上債権の譲渡手続きを加盟店に代理して行うものとします。加盟店はこの債権を第三者に譲渡してはならないものとします。

2 加盟店は、顧客の与信承認日から7日以内に当社所定の方法(出荷情報等)で当社へ連携し、正式売上依頼をするものとします。

3 当社は、加盟店が商品の発送を行ない、正式売上依頼を行なった売上債権を加盟店に代理して集計して、その売上債権データを集計した日毎、当社が指定する締日までに、カード会社所定の方法によりカード会社に対し提出します。

4 前項の売上債権譲渡は、当該売上債権データがカード会社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって債権譲渡の効力が発生するものとします。

5 顧客の与信承認日から原則として、58日を経過して正式売上依頼を行なった債権は譲渡の対象にならないものとします。

※下線は変更部分

変更③：第10条（商品の所有権）

〔現行〕

加盟店が顧客に通信販売を行った商品の所有権は、当該売上債権が当社に譲渡されたときに当社に移転するものとします。

2 次条の規定により債権譲渡が取消し又は解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、又、既払いのときは加盟店が債権買取代金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

3 加盟店が、偽造カードの使用、クレジットカードの第三者使用などにより、顧客以外の者に対し、誤って通信販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上の買取代金を支払った場合は、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。

4 当社は、通信販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

〔変更後〕

加盟店が顧客に通信販売を行った商品の所有権は、当該売上債権がカード会社に譲渡されたときにカード会社に移転するものとします。

2 次条の規定により債権譲渡が取消し又は解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、又、既払いのときは加盟店が債権買取代金をカード会社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

3 加盟店が、偽造カードの使用、クレジットカードの第三者使用などにより、顧客以外の者に対し、誤って通信販売を行った場合であっても、カード会社が加盟店に対し当該売上の買取代金を支払った場合は、通信販売を行った商品の所有権はカード会社に帰属するものとします。

4 当社は、通信販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

変更④：第14条（債権買戻し）

〔現行〕

利用契約に基づき加盟店を代理してカード会社へ譲渡した売上債権について次の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。

(1)利用契約に違反して商品の販売を行った場合。

(2)売上債権データが正当なものでないこと、又は売上債権データの記載内容が不実不備であった場合。

(3)加盟店の請求内容に誤りがあり、顧客に請求できない売上債権データがあった場合。

(4)当社が売上債権データの内容・正当性について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、加盟店が調査に協力しなかったとき。

(5)加盟店と顧客との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。

(6)顧客が商品の引渡し又は提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否した場合。

(7)カード名義人から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。

(8)その他、利用契約に定める場合。

後略

〔変更後〕

利用契約に基づき加盟店を代理してカード会社へ譲渡した売上債権について次の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。

(1)利用契約に違反して商品の販売を行った場合。

(2)売上債権データが正当なものでないこと、又は売上債権データの記載内容が不実不備であった場合。

(3)加盟店の請求内容に誤りがあり、顧客に請求できない売上債権データがあった場合。

(4)当社が売上債権データの内容・正当性について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、加盟店が調査に協力しなかったとき。

(5)加盟店と顧客との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。

(6)顧客が商品の引渡し又は提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否した場合。

(7)カード名義人から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。

(8)顧客の与信承認日から7日を超え加盟店が当社に正式売上依頼を行なった債権があった場合。

(9)その他、利用契約に定める場合。

後略

※下線は変更部分